

令和2年4月17日

訓練生 各位
保護者 各位

大分県立大分高等技術専門校長

新型コロナウイルス感染防止のための休校措置について

新型コロナウイルスの国内感染者が拡大するなか、4月16日に新型コロナウイルス対応の特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大され、大分県も対象地域となりました。

本県においても、4月16日現在で54名の感染者が発生するなど、身近なところで感染が拡大しています。

そこで、このような状況を踏まえ、本校では訓練生の皆さんの健康上の安全確保が第一と考え、感染拡大防止対策に万全を期すため、大分県立職業能力開発校規則第7条第2項の規定に基づき、4月20日（月）から5月6日（水）までの間を休校とすることとしました。

つきましては、訓練生の皆さんは、期間中、下記の内容に十分留意の上、不要不急の外出を控えるとともに、人との接触を最低限に抑えるなど、本校の訓練生として自覚を持って行動し、感染拡大防止に努めてください。

また、今後の連絡は、各科指導員からの連絡及び本校ホームページを通じて行いますので、必ず確認し、情報共有を図るようにしてください。

なお、期間については、緊急事態宣言の発令状況などにより変更する場合がありますので申し添えます。

記

- 1 毎朝体温を測定し、発熱（微熱もしくはいつもより体温が高い場合を含む）や風邪の症状がある場合は、担当の指導員に連絡し、適宜指示を受けること。
- 2 3つの条件（3密：換気の悪い密閉空間、多くの人の密集、近距離での密接な会話）が同時に重なる場所の利用を避け、人混みへの不要不急の外出、イベントなどへの参加は行わないこと。
- 3 不要不急の移動を行わないこと。
- 4 感染のリスクを考え、アルバイトは極力控えること。
- 5 入念な手洗いや咳エチケット等を徹底すること。
- 6 免疫力を高めるため、バランスのとれた食事、適度な運動、十分な睡眠をとり、規則正しい生活を心がけること。

新型コロナウイルス感染防止のための休校措置について

令和2年4月17日

大分県立大分高等技術専門校

4月16日（木）に新型コロナウイルス対応の特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大され、大分県も対象地域となったことに伴い、訓練生の健康上の安全確保が最優先であり、感染拡大防止の観点から、大分県立職業能力開発校規則第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり休校とすることとしました。

なお、期間等については、緊急事態宣言の発令状況などにより変更する場合があります。

記

1 休校期間

令和2年4月20日（月）～5月6日（水）

2 施設内訓練

休校期間は、休業日（土日、祝日、夏期休業日等）として取り扱う。

訓練生は、原則として自宅で生活するものとする。

3 委託による訓練

訓練の状況にもよるが、原則として施設内訓練と同様とする。

なお、5月6日以降の訓練にかかる選考等は実施予定。